

議員提出議案第4号

葛飾区公衆浴場振興条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日

提出者 2番 おおにし 順子 7番 片岡 ちとせ
29番 木村 ひでこ 30番 三小田 准一
31番 中村 しんご

葛飾区議会議長 峯岸良至 殿

(提案理由)

区民の公衆衛生、福祉の向上及び健康増進を図るため、公衆浴場の振興についての基本理念及び施策の基本となる事項を定める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区公衆浴場振興条例

(目的)

第1条 この条例は、葛飾区（以下「区」という。）における公衆浴場の重要性に鑑み、その振興について基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公衆衛生の向上及び健康増進並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公衆浴場 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場であって、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により入浴料が定められるものをいう。
- (2) 区民等 区民及び区内における観光旅行者その他の滞在者をいう。
- (3) 浴場経営者 葛飾区長の許可を受けて、業として、公衆浴場を経営する者をいう。
- (4) 浴場関係団体 浴場経営者で構成される団体その他公衆浴場に関する活動を行う団

体をいう。

(基本理念)

第3条 公衆浴場の振興は、区民等への入浴の機会の提供とともに、健康の増進、交流、伝統文化の継承及び発信等の場として重要な役割を果たしているとの基本的な認識の下に、浴場経営者及び浴場関係団体による主体的な取組を促進することを基本とする。

2 公衆浴場の振興は、浴場経営者の経営の規模及び形態、地域の特性、立地条件等に応じ、十分な配慮がなされるとともに、区、国、東京都並びに浴場経営者及び浴場関係団体が相互に連携し、区民が協力することを基本とする。

(基本的施策)

第4条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、公衆浴場の振興のために、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 区民等の公衆浴場の利用の機会の確保
- (2) 区内外への情報提供
- (3) 浴場経営者に係る次世代への継承
- (4) 区の他の施策との連携
- (5) 浴場経営者の経営安定のための支援
- (6) 浴場経営者への資金の円滑な供給
- (7) 浴場経営者への必要な助成や上下水道料金の軽減等の措置
- (8) 浴場経営者に係る事業継承への支援
- (9) 公衆浴場に係る文化的・歴史的価値の保存・継承及び活用

(区の責務)

第5条 区は、前条の施策の具体的な実施に当たっては、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 基本的施策の総合的かつ計画的な推進を図るための公衆浴場の振興に関する計画策定
- (2) 財政その他の措置
- (3) 国その他の機関に対する、必要な施策の充実及び改善の要請

(浴場経営者及び浴場関係団体の役割)

第6条 浴場経営者は、主体的に経営の安定を図り、もって区民等の公衆浴場の利用の機会の確保を図るよう努めるものとする。

2 浴場経営者及び浴場関係団体は、東京都が実施する公衆浴場の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(葛飾区銭湯の日)

第7条 公衆浴場の魅力を区内外に発信するとともに、区民等が公衆浴場に親しみ、公衆浴場の振興に対する理解と関心を深めるために、葛飾区銭湯の日を定める。

2 葛飾区銭湯の日は、10月10日とする。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。